

修正点①

【寒川町役場情報公開コーナーから寒川文書館へ】

議事録等の公開期間経過後は寒川文書館において行政資料として閲覧できるように規定していましたが、情報公開コーナーを経由せずに公開当初より、土日・夜間も開館しており職員による対応も可能な寒川文書館に設置をすることで、町民の皆さまにより利用していただきやすいよう修正をしました。

修正点②

【議事録等の公開期間の延長】

議事録作成等には多くの時間を要するため、会議の開催時期（２・３月）によっては寒川文書館での年度内の閲覧ができないことが想定されます。このため、会議による閲覧日数の差が生じないように、公開期間を延長しました。

修正点③

【当該審議会等を所管する課等への設置を削除】

修正点②と同様の理由により、各課等においては文書の保存期間を全庁的に統一して５年間保存する旨の通知を出し、町民の方からのご要望があった際には年度を超えて対応できるように修正しました。

|            | 前回の改正案                                                             |                                                    | 再度修正後の改正案                             |                                 |
|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|
|            | 公開期間                                                               | 公開場所                                               | 公開期間                                  | 公開場所                            |
| 議事録等の公開    | 当該会議の開催日の属する年度の末日まで<br><br>※町ホームページへの掲載については、当該会議の開催日の属する年度の終了後５年間 | 1. 町ホームページ<br>2. 寒川町役場情報公開コーナー<br>3. 当該審議会等を所管する課等 | 会議開催年度の終了後１年間<br><br>※町ホームページの期間は変更なし | 1. 町ホームページ<br>2. 寒川文書館          |
| 会議の運用状況の公表 | 報告の対象となった年度の翌年度の末日まで<br><br>※町ホームページへの掲載については、報告の対象となった年度の終了後５年間   | 1. 広報<br>2. 町ホームページ<br>3. 寒川町役場情報公開コーナー            | 変更なし                                  | 1. 広報<br>2. 町ホームページ<br>3. 寒川文書館 |

※公開期間経過後については、行政資料として文書館で閲覧できます。

